

令和元年度  
介護保険サービス事業者等集団指導

# 施設系サービスの留意事項

兵庫県高齢政策課  
介護基盤整備班（高年施設担当）



1

## 目次

1 事故発生時の対応について	.....3
2 感染症対策について	.....7
3 非常災害対策について	.....11
4 介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用料 ～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～	.....23
5 有料老人ホームにおける入居者の安否確認又は状況把握	.....29

(参考)  
令和元年度介護職員等によるたんの吸引等の研修事業「特定の者対象研修」  
(第三号研修・第3回)の受講者募集について

2

＜特別養護老人ホームの場合＞

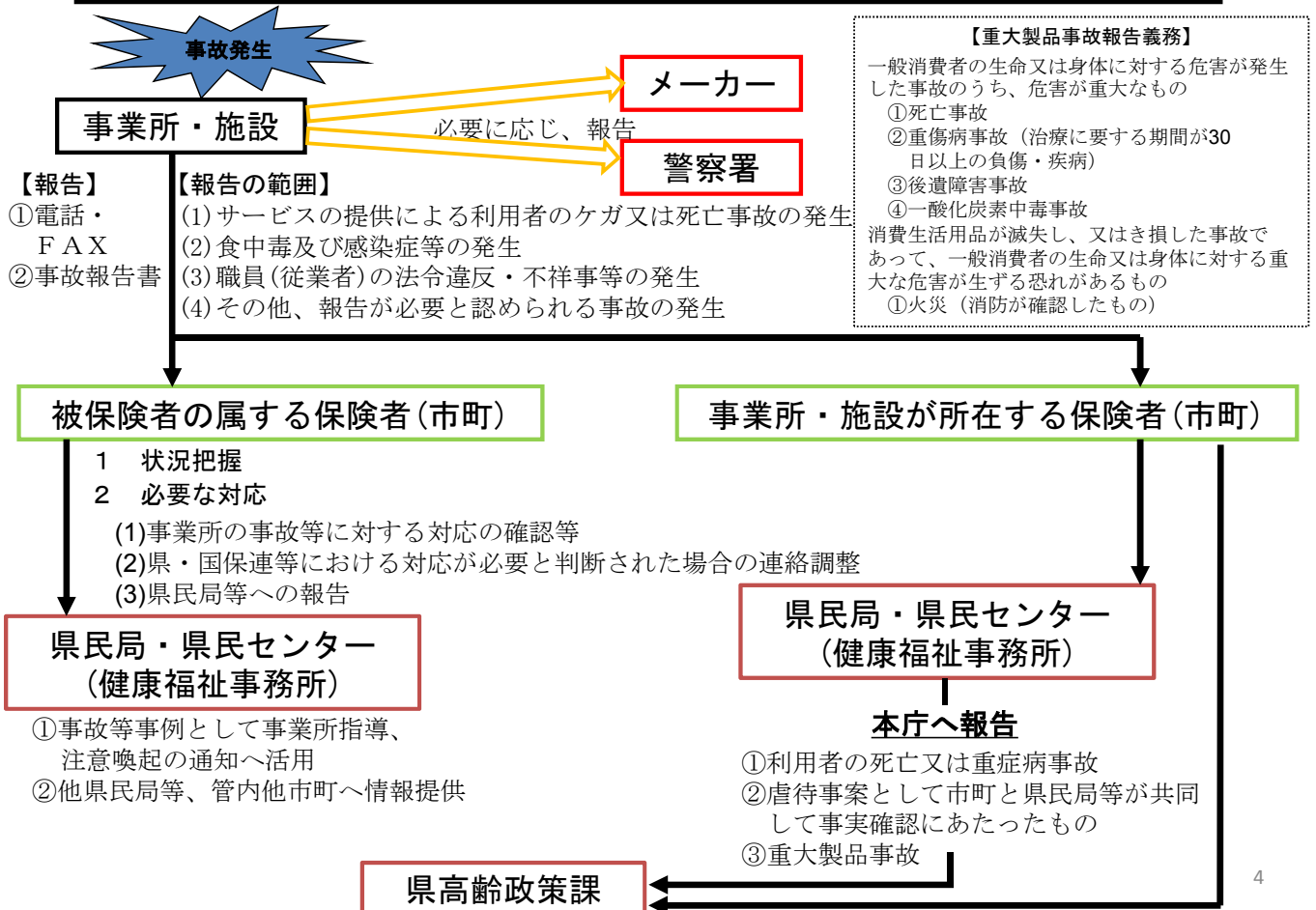
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート



## 兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(抜粋)

### 第11章 苦情解決並びに事故発生の防止及び発生時の対応

#### 3 事故発生時の対応

##### (1) 必要な措置

入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること

##### (2) 記録の整備

前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること

##### (3) 事故報告(サ高住を除く)

県が定めた「介護サービス事業者及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領(標準例)」を踏まえて各市町において策定した事故報告に係る規程等に準じて、県民局長へ報告すること

##### (4) 賠償責任

入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする

## <事故報告書の提出について>

	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	特定施設入居者生活介護	左記以外	特定施設入居者生活介護	左記以外
介護保険事業者事故等報告書	・所在市町 →健康福祉事務所 ・利用者の保険者	所在市町 →健康福祉事務所	・所在市町 →健康福祉事務所 ・利用者の保険者	(不要)
サービス付き高齢者向け住宅事故報告書	(不要)	(不要)	県住宅政策課 (※)	県住宅政策課

※ サービス付き高齢者向け住宅事故報告書に代えて、市町に提出した介護保険事業者事故等報告書の写しの提出でも可

## 感染症対策について

### <特別養護老人ホームの場合>

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(衛生管理等)

第27条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

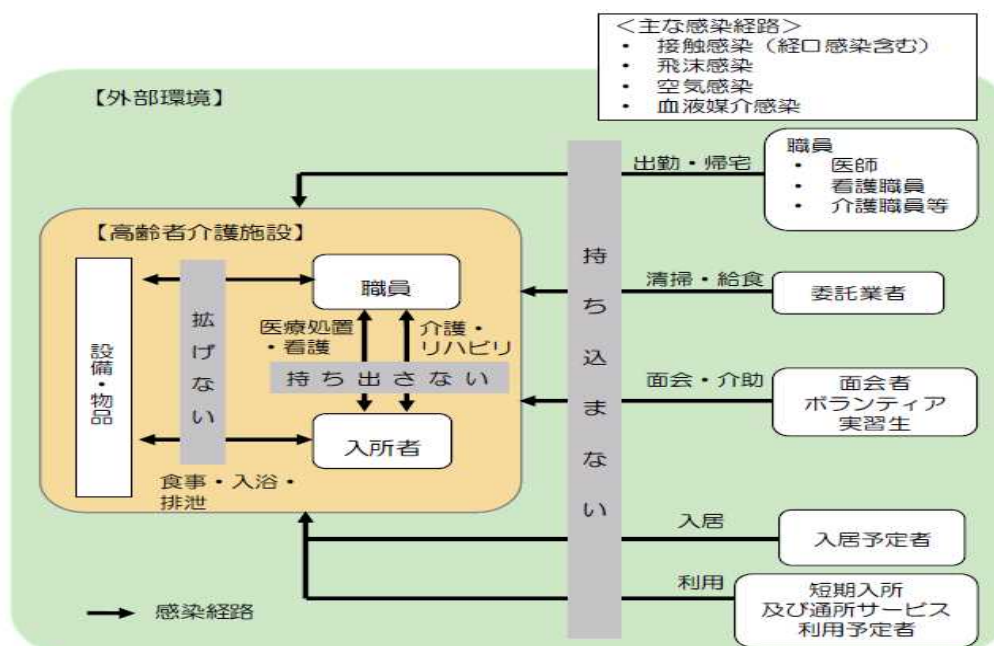
2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

7

## 高齢者介護施設における感染対策

有料老人ホーム等については、感染対策に関する規定は特に設けられていないが、感染症の予防やまん延の防止及び発生時の対応については、厚生労働省がとりまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に従って取り組むのが望ましい。

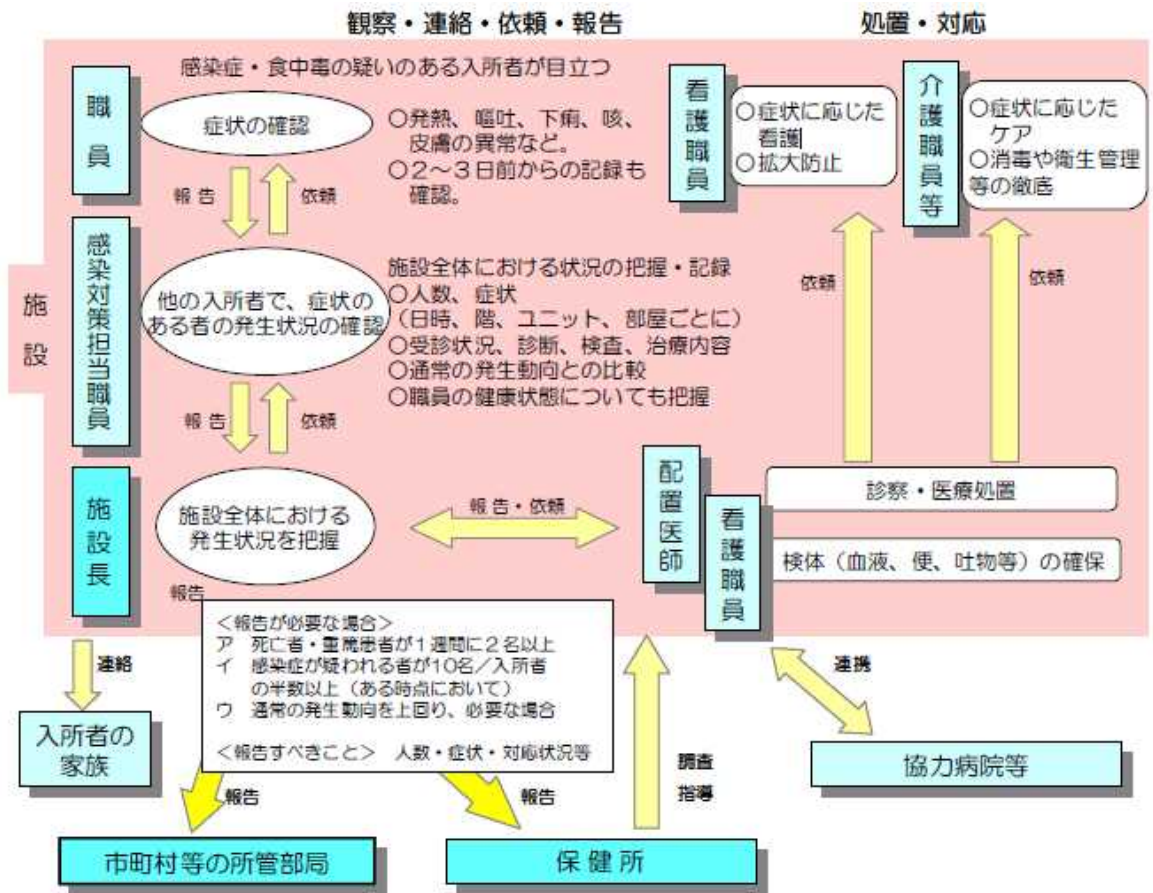


【高齢者介護施設における感染対策マニュアル掲載場所(厚生労働省HP)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

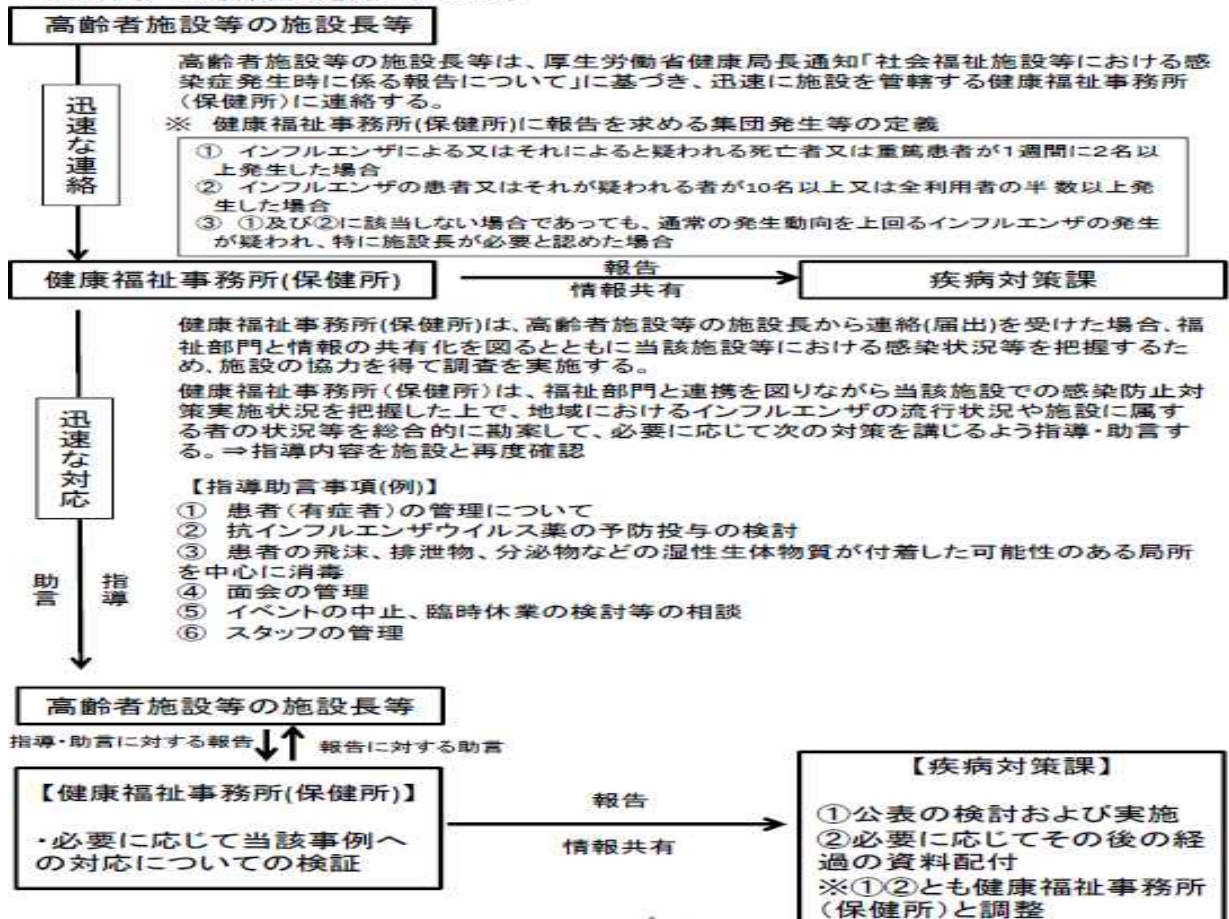
8

# 感染症発生時の対応フロー



## 高齢者施設等におけるインフルエンザ集団発生時の対応の流れ

【目的】 高齢者施設等でのインフルエンザの集団発生を探知し迅速に対応し、重症化するおそれのある者等への感染拡大を防止すること。



### ＜特別養護老人ホームの場合＞

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(非常災害対策)

第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省老健局総務課長他通知)(抜粋)

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

【具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制

11

#### 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日付け老企第43号)(抜粋)

##### 25 非常災害対策

(1) 基準省令第26条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

(2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

都道府県  
各指定都市 民生主管部(局) 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課

防災情報を5段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知(依頼)

平素より福祉・防災行政の推進について格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等は、自力避難が困難な高齢者・障害者等も多く利用されており、災害時には避難に時間を要することから、利用者の安全を確保するためには、豪雨・地震・洪水・土砂災害・高潮・内水氾濫等の各種災害に備えた十分な避難対策が必要です。

このため、社会福祉施設等については、運営基準省令や通知に基づき非常災害対策計画を作成しており、避難を開始する時期・判断基準などについては、「避難準備」情報の発令を目安としていると承知しています。(※1)

本年3月29日に「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)策定)が改定され、避難勧告等の発令について、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応が明確化されました。

13

具体的には、これまでの「避難指示」「避難勧告」「避難準備」といった発令では多様かつ難解であったとされているのを、「警戒レベル」を数字で表記し、「警戒レベル3」を高齢者等避難、「警戒レベル4」を全員避難とし、避難のタイミングが明確化されました。また、社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル2」の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があるとされました。(※2)

このことを踏まえ、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、社会福祉施設等における災害時の避難が確実に行われるよう、今般改定した「避難勧告等に関するガイドライン」では、これまでの「避難準備」が「警戒レベル3」(高齢者等避難)へと表記・伝達が変更されていること等について、管内市町村、社会福祉施設等、関係機関及び関係団体等に広く周知徹底していただきますようお願いいたします。

あわせて、社会福祉施設等の避難を開始する時期・判断基準が、利用者の状態、職員数や設備等の施設の状況(日中と夜間では対応できる職員数が違う等も留意)を踏まえて算出(※3)した避難にかかる時間に照らして、適切なものかどうか、管内施設に対し、今一度確認をお願いいたします。

なお、今般の「警戒レベル」の運用開始に伴う、社会福祉施設等の非常災害対策計画上の避難を開始する時期・判断基準の記載は、これまでの避難情報を「警戒レベル」と読み替えることで足り、直ちに修正を求めるものではありません。ただし、次回の計画見直しの機会などに適宜修正をお願いいたします。

※1 前々頁を参照

※2 内閣府(防災)HP「避難勧告等に関するガイドラインの改定(平成31年3月29日)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

※3 内閣府(防災)HP「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」  
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど  
いつ避難すればいいの?

# 警戒レベル 4 で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、  
【警戒レベル】を用いた  
避難情報が発令されます。  
市町村から【警戒レベル3、4】が  
発令された地域にお住まいの方は、  
速やかに避難してください。



【警戒レベル6】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!



- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等		洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
		水位情報が ある場合	水位情報が ない場合			
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3	
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は並ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4	
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報				

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注.)市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注.)本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。



## 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 等、各施設・事業所種別の指定基準(省令)	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所(訪問系サービスを除く)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画の作成</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成及び市町村への提出</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>
計画で定めるべき項目	<p>≪「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<p>≪要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための施設の整備</li> <li>・防災教育及び訓練の実施</li> <li>・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)</li> </ul>

17

### (補足)

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

#### 【参考にする手引き】

- 洪水・内水・高潮  
要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)  
(平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)
- 土砂災害 : 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
(平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)
- 津波 : 要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(津波編)  
(平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)

## 介護保険施設等におけるチェックリスト(防犯・防災対策)

### ○ 介護保険施設等における防犯・防災対策に係る自主点検項目

この点検項目は、未実施であってもただちに基準違反となるものではありませんが、昨今の社会情勢等に鑑み、施設利用者等の安全確保を図り、さらなる防犯・防災対策の徹底のため活用してください。

区分		点検事項	点検結果	備考 (実施済でない場合の対応等)	
防犯対策	日常的な対応	(1) 安全確保体制の確保と職員等への周知	① 職員の役割分担を明確にし、協力体制のもと安全確保に当たれるよう職員会議等で共通理解を図っているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			② 来訪者用の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			③ 夜間の出入り口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような導線となっているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			④ 来訪者証等を活用し、利用者・職員とそれ以外の人を区別できているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			⑤ 来訪者への声かけ、来訪者情報の共有ができていないか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			⑥ 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先、連絡方法をあらかじめ定めて職員に周知しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			⑦ 防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			⑧ 利用者に対して、犯罪や事故から身を守るための注意喚起を行っているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			⑨ 施設外活動や通所施設への往復時において、事前に危険な場所等を把握し、注意喚起を行うとともに、緊急連絡体制を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			(2) 地域や関係機関等との連携と協同	⑩ 市町の所管課、警察署等の関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会等の地域団体と日常から連携して、連絡・情報の交換、共有ができていないか。	<input type="checkbox"/> 実施済
			⑪ 地域のイベントやボランティア活動に積極的に参加し、防犯活動を含めて、普段から地域との交流を深めているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	19

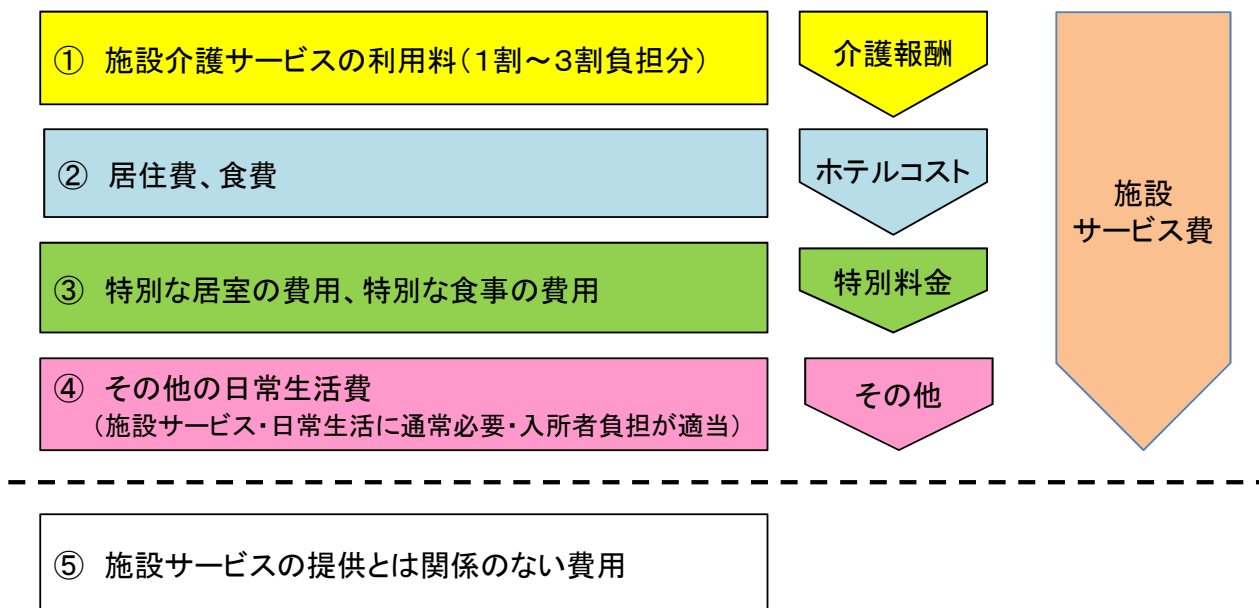
区分		点検事項	点検結果	備考 (実施済でない場合の対応等)	
防犯対策	(3) 設備面における防犯対策	⑫ 警報装置、防犯監視システム、防犯カメラ、警備室に繋がる防犯ブザー、職員が携帯する防犯ブザー等の導入等の対策を講じているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		⑬ 防犯性能の高いドアや錠、ガラスへの交換や困障、門扉等の設置、センサー付きライト、植木の剪定による見通しの確保等の対策を講じているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		⑭ 夜間出入り口や警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元利用者などが不正に侵入できないよう対策を講じているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
	(4) 不審者情報があった場合の対応	⑮ 可能な範囲で更なる情報収集を行うとともに、事前に構築した連絡体制に基づき、警察等の関係機関や町内会等地域団体に協力を求める体制があるか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		⑯ 職員の巡回、増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設の臨時休業などの警戒体制を構築する体制ができていないか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		(5) 施設内に不審者が立ち入った場合の対応	⑰ 緊急連絡網により、警察などの関係機関への連絡、職員間の情報共有、複数の職員による協力体制があるか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
		⑱ 不審者に移動、立ち退きを求める、再侵入を防止する(一人では対応しない)、利用者の避難誘導等の対応等について体制が整っていないか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
防災対策	非常災害対策計画に盛り込む項目等	(1) 水害・土砂災害を含む非常災害対策の策定	① 厚生労働省令が定める施設等の運営基準上、非常災害対策計画の策定は必須となっているが、火災、地震等に加えて、水害・土砂災害対策等想定される災害を幅広く含んでいるか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
		(2) 介護保険施設等の立地条件	② 市町等が作成しているハザードマップや地域防災計画で、災害時の危険性等について確認しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
	(3) 災害に関する情報の入手方法		③ 警戒レベル3(高齢者等避難)以上の情報の入手については、テレビ、ラジオ、インターネット、電話、防災無線等様々なルートを確認しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			④ 停電時の情報入手方法について、市町に確認しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
	(4) 災害時の連絡先及び通信手段の確認		⑤ 警察署や市町所管課等の関係機関、利用者の家族への緊急連絡先、職員間での緊急連絡網を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
			⑥ 停電時や電話等が使えない場合の緊急連絡方法について検討しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	20

区分		点検事項	点検結果	備考 (実施でない場合の対応等)	
防災対策	(5) 避難を開始する時期、判断基準	⑦ 避難準備・高齢者等避難開始情報の段階で災害時要配慮者は避難の開始が求められるが、発令されていなくても利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先として、早め早めの対応を講じられるよう、施設の立地条件等を踏まえて市町と協議するなど、避難を開始する時期や判断基準を確認しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
	(6) 避難場所	⑧ 市町の指定する避難場所、施設内の安全なスペースは確認できているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		⑨ 施設外に避難する場合の判断基準について検討しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
	(7) 避難経路	⑩ 避難ルートは複数かくほされているか。また所要時間は把握しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		⑪ 施設内に避難路を明示した図面を掲示するなどの対応をしているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
	(8) 避難方法	⑫ 車いすや徒歩での移動が可能な利用者を把握し、誰が誰を誘導するのか確認しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		⑬ 夜間の人員の手薄な時間帯での避難を想定し、地域からの応援などが受けられるよう協力要請等の対応を取っているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
	(9) 災害時の人員体制、指揮系統	⑭ 災害時に招集する職員、連絡方法、役割分担があらかじめ決められているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
		⑮ 災害対策本部の設置など指揮体制が構築されているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
	(10) 関係機関との連携体制	⑯ 市町所管課、警察署等の関係機関、社会福祉協議会、町内会等の地域団体などとの緊急連絡体制は取れているか。	<input type="checkbox"/> 実施済		
	避難訓練の実施	(11) 水害・土砂災害を含む避難訓練の実施	⑰ 厚生労働省令が定める施設等の運営基準上、定期的な避難訓練が義務づけられているが、火災、地震等に加えて、水害・土砂災害対策を含んだ訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
		(12) 夜間の時間帯での避難訓練の実施	⑱ 混乱が想定される状況にも対応できるよう、夜間の時間帯での実施等も検討しているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	
	敷地内の安全の確保	(13) 敷地内のブロック塀等の安全対策	⑲ 災害時に倒壊のおそれのあるコンクリートブロック造の塀などがいないか。ある場合に、注意喚起の張り紙などの安全対策がとられているか。	<input type="checkbox"/> 実施済	

※平成29年6月に水防法・土砂災害防止法が改正され、水防法上の浸水想定区域や土砂災害防止法上の土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、同法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられるため、留意すること。

## 介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用料 ～「日常生活に要する費用」の取扱いについて～

### ○介護保険施設の利用料等の範囲



23

### ○「その他の日常生活費」について

#### (1) 定義

- ① 入所者又はその家族等の自由な選択に基づく経費
- ② 施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費

※①「自由な選択」であるので、入所者全員から一律に徴収することはできない。

※②施設サービス提供と全く関係のない費用(入所個人の嗜好品等)は該当しない。

#### (2)「その他の日常生活費」受領の基準・方法

- ① 保険給付の対象となるサービスと重複しないこと
- ② あいまいな名目でないこと
  - ※「あいまいな名目」:お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等々
- ③ 入所者又はその家族等の自由な選択に基づくものであり、事前に十分な説明を行い、同意(要書面)を得ていること
- ④ 実費相当額の範囲内であること
- ⑤ 内容と額を運営規程で定め、重要事項として施設内の見やすい場所に掲示すること

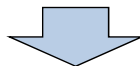
24

### (3)「その他の日常生活費」の徴収可能な範囲

① 入所者の希望によって、日常生活に必要な身の回り品として施設が提供する  
場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サ  
ービス、特定施設入居者生活介護)

※ 最低限必要な日用品のこと(歯ブラシ、シャンプー、タオル等)

- ・ 施設が単価を明示し入所者等の希望に応じて提供 → 徴収可
- ・ 入所者全員に同じ物を一律に提供し全員から同一金額を徴収 → 徴収不可

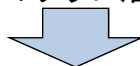


**すべての入所者からその費用を一律に徴収することは認められない。**

② 入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供す  
る場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設  
サービス)

※ 施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事に係る材料費等の費用のこと

- ・ 任意のクラブ活動の材料費等 → 徴収可
- ・ 作業療法等機能訓練の一環としてのクラブ活動、全員参加の行事の費用 → 徴収不可



**全員参加の恒例行事など、すべての入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費  
用を徴収することは認められない。**

※ 一律に徴収される教養娯楽費

- ・ 共同生活室の共用のテレビ、新聞、雑誌代等
- ・ 誕生日会、クリスマス会、月見会等

25

その他徴収可能な品目(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設  
サービス)

- ③ 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等、健康診断は介護報酬の中)
- ④ 預かり金の出納管理に係る費用
- ⑤ 私物の洗濯代(特養は除く)

### (4)「その他日常生活費」と区別される「サービスの提供とは関係のない費用」

個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用については、適正な  
額による徴収は差し支えない

※個人の趣味、嗜好品、専用の家電製品の電気代、希望者を募って実施する旅行代等

### (5)「その他日常生活費」と間違えやすいもの(別途徴収できないもの)

- ① 施設介護サービス費に含まれているもの
  - ・ おむつ代(リハビリパンツ、失禁パンツ等も同様)
  - ・ 私物の洗濯代(特養のみ)
  - ・ 車いす代(既製品で対応できず特注品になる場合は徴収可)
  - ・ 通常の通院送迎費用
  - ・ その他、施設サービスの提供に必要な備品、介護用品
- ② 食事の提供に係る費用に含まれているもの
  - ・ 栄養補助食品
  - ・ おやつ

## ○日常生活に要する費用に関する国通知

- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日付け老企第54号)  
※ 最終改正:平成28年3月31日付け老推発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第1号・老老発0331第3号)
- ・ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号)  
※ 最終改正:平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)
- ・ 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日付け老企第52号)  
※ 最終改正:平成27年3月27日付け老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号)
- ・ 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について(平成12年4月11日付け老振第25号・老健第94号)  
※ 最終改正:平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)

# 有料老人ホームにおける入居者の安否確認又は状況把握

高第1346号  
令和元年6月3日

各有料老人ホーム施設長 様  
(政令市・中核市に所在の施設を除く)

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

## 有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、厚生労働省から別添「令和元年5月31日付け老高発0531第3号」のとおり通知がありましたので通知します。

入居者の安否確認又は状況把握については、明石市での事案と同様の事案が発生することのないよう、毎日1回以上は、何らかの方法により安否確認等を実施していただきますようお願いいたします。その際、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(平成30年4月2日付け老発0402第1号)」及び「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(最終改正 平成30年12月1日)」を踏まえ、入居者の意向を尊重したものとすよう十分留意してください。

29

令和元年5月31日  
老高発0531第3号

各 (都道府県  
指定都市  
中核市) 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

### 有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する 指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握(以下、「安否確認等」という。)が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図りたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

### 記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上

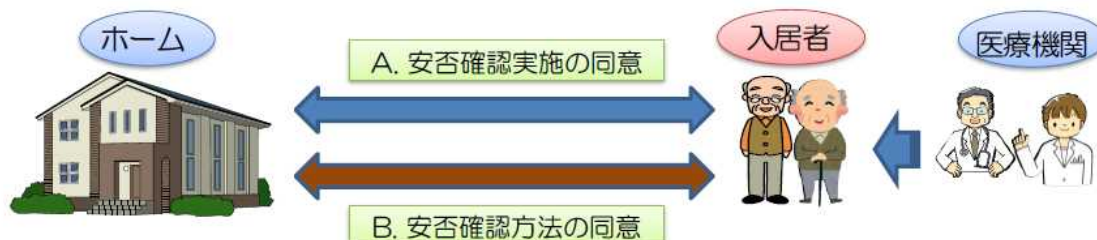
30

## 有料老人ホームにおける入居者の安否確認について

有料老人ホームの大きな役割は、入居者の安心と安全を守る点にあります。そのため実施すべき安否確認の方法や、実施にあたっての注意点などを取りまとめましたので、ご参考にしてください。

令和元年6月4日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会



### A. 安否確認実施の同意

#### ◆入居契約上の同意

必要に応じて入居者の安否確認を実施する旨の同意を取り付ける。ご家族の理解も重要。

- ホームは入居者のプライバシーに配慮しつつ、入居者の安心と安全を守るために、毎日1回以上安否確認を実施する。

【有老協/標準入居契約書】

「設置者は、次の事項を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に生活支援サービスを提供します。

- 一 入居者の安否確認又は状況把握の方法等
- 二 以下略」

31

### B. 安否確認方法の同意

#### ◆設備・サービス提供上の安否確認

#### ①設備・機器による安否確認方法（例）

- 食事カードによる**喫食確認**
- 据置き型の**ナースコール**を押したり、**ペンダント**を振るなどにより、事務所に報知されるサービス
- 無線通信機を内蔵した**電気ポット**で使用情報を定期的にEメールで通知。
- 電力**の使用量から『生活リズム』を解析して、異常と判断すると指定の連絡先に自動通報する。
- ガス・水道**が一定時間未使用の場合に報知する。
- 居室内に設置したセンサー**が一定時間反応しない場合、自動的に報知する。
- パッシブセンサー**により、居室内での動きを感知、商品によっては身体の拍動や脈拍、体温を測定するものがある、等。

#### ②サービス提供上の安否確認方法（例）

- 新聞受け、郵便物、下足入れ**の確認。
- 食事提供時の目視、食札確認**。
- サービスを通じた観察、声掛けと記録**。
- フロア単位の担当職員による確認、**居室訪問、電話**。（「確認表」でのチェック）
- 夜間の巡回**（自立者でも、拒否がない場合には同意により入室するケースがある）
- 確認が必要な入居者が**毎日参加できる場**の設置。
- 疾病等の把握による、医療関係者の支援を伴う健康管理の実施**（常用薬を看護職員が預り、毎回服薬管理を行う）、等。

★これらは安否確認方法の例です。設備等による確認、職員による確認、またこれらを組み合わせた確認など、**ホームの構造や職員体制、入居者の希望によって、適切な方法**を選択する必要があります。  
要介護者の場合は**ケアプラン第3表**などに記載します。

32



介護サービス事業所等管理者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課

令和元年度介護職員等によるたんの吸引等の研修事業  
「特定の者対象研修」(第三号研修・第3回)の受講者募集について

平素より本県の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の研修を、別添のとおり一般社団法人兵庫県介護福祉士会に委託して実施します。  
本研修の受講を希望される場合は、別添の募集要項を参照のうえ、令和元年10月21日(月)から令和元年11月26日(火)の間に、下記3の電子申請手順によりお申し込みください。

記

1 「特定の者対象研修」について

「特定の者対象研修」は、特定の対象者に対し、居宅等においてたんの吸引等の行為を行う必要がある介護職員等に対して行うもので、たんの吸引等が必要となる対象者が具体的に予定されている場合のみ受講できます。

なお、この研修を受講しても、特定の対象者以外の方へのたんの吸引等の行為は行うことはできません(別途実地研修の受講が必要)ので、ご注意ください。

2 経過的措置としての認定特定行為業務従事者の研修受講について

経過的措置対象としての「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を既に受けている方についても受講申込みはできますが、受講の優先順位は下がる場合がありますので、ご了承ください。

3 申込方法(別添の「電子申請手順について」参照)

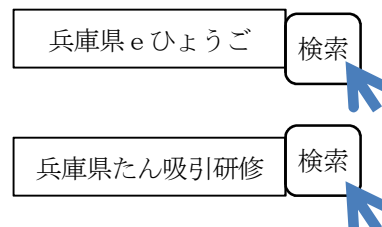
① 「eひょうご」でIDとPWを取得してください。(初回のみ)  
(<http://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/navi/index.html>)

② 電子申請書に必要事項を記載の上、お申し込みください。

電子申請様式 URL は県ホームページ上に表示されています。

([https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18\\_000000126.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18_000000126.html))

※ 電子申請で不具合が生じる場合は、下記までご連絡ください。



【問い合わせ先】

(介護サービス関係) 兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課 介護基盤整備班

TEL : 078-341-7711 (内線:2951)

(障害福祉サービス関係) 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課 障害福祉基盤整備班

TEL : 078-341-7711 (内線:3012)

令和元年度介護職員等によるたんの吸引等の研修事業  
「特定の者対象」研修（第三号研修・第3回）受講者募集要項

- 1 目的 居宅等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
- 2 対象者 次のサービス事業所で介護業務に従事している訪問介護員等（介護福祉士を含む）  
（介護） 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護  
小規模多機能型居宅介護等  
（障害） 居宅介護、重度訪問介護
- 3 研修内容 （たん吸引） 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部吸引  
（経管栄養） 胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養
- 4 開催日 第3回 （講義・筆記試験） 令和2年1月21日（火）・22日（水）  
（再試験\*該当者のみ） 令和2年1月23日（木）  
（演習） 令和2年1月24日（金）～26日（日）  
※1日目・2日目に合同講義・筆記試験を行い、3日目～5日目は、半日13～14名ずつ演習を行います。2日目の筆記試験に合格しないと3～5日目の演習は、受講できません。
- 5 募集人員 80名（1・2日目は80名で講義等、3・4・5日目は半日13～14名ずつ演習を受講）
- 6 受講料等 ①8,000円（基本研修受講料）+520円（送料） } 詳細は裏面参照のこと  
②2,000円（保険料） }  
※①については研修前に振り込んでいただきます。なお、お振込後の受講料は、キャンセルされる際も返金はいたしませんので、ご注意ください。  
※他に実地研修受講料が必要となります。また、平成28年度の研修より事前にテキストを購入いただくこととなっていますので、ご注意ください。  
※筆記試験の不合格者については、補講・再試験の追加受講料2,500円が別途必要です。
- 7 研修会場 兵庫県福祉センター（神戸市中央区坂口通2-1-1）
- 8 申込方法 電子申請書に必要事項を記載の上、お申し込みください（平成30年8月からインターネット上での申請に変更しました）。電子申請様式はホームページ上にURLがあります。様式は下記ホームページからもダウンロードできます。  
（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18\\_000000126.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18_000000126.html)）
- 9 締 切 令和元年11月26日（火）
- 10 注意事項
- ① 申込書の記載事項欄は全て記入してください（未記入の項目があると選考対象外となります）。
  - ② たんの吸引等が必要となる対象者の状況や人数等を勘案して、必ず優先順位を記載してください。
  - ③ 申込多数の場合は、受講できない場合や希望の回に受講できない場合があります。ご了承ください。
  - ④ 演習の参加日時指定はできません。
  - ⑤ 現在、たんの吸引等が必要となる対象者が予定されていない方は、申込みはできません。
  - ⑥ 今回の研修修了後、担当する対象者の自宅等において、指導者講習会等を受講した訪問看護師等を講師とした実地研修を受講していただきます（裏面注意事項2参照）。
  - ⑦ 指導者講習会等を受講した指導看護師等がない場合は、看護師の指導者講習会の受講予定を記入してください。
  - ⑧ テキスト購入方法については、受講決定者に別途お知らせします。

11 その他

申込みのあった事業所に対しては、研修受講が可能かどうかの通知を後日送付します。

【問い合わせ先】 兵庫県健康福祉部 TEL：078-341-7711(代表)

介護サービス事業所関係：高齢政策課 介護基盤整備班（内線：2951）

障害福祉サービス事業所関係：障害福祉課 障害福祉基盤整備班（内線：3012）

〈裏面注意事項も必ずお読みください。〉

## 「特定の者対象」介護職員等によるたんの吸引等の研修事業

### 注 意 事 項

#### 1 今回の研修（基本研修）について

- (1) ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。
- (2) 受講申込書に記載された個人情報、兵庫県から兵庫県介護福祉士会へ提供しますので、申込前に受講者本人に説明の上、同意を得てください。受講申込がされた時点で受講者本人の同意がなされたものとします。
- (3) 今回の研修を終了した後、担当する対象者の自宅等において実地研修を受講していただく必要があります(実地研修では現場演習を実施しプロセス評価を行います)ので、**現在、具体的な対象者がいらない方は、受講申込みはできません。**

#### 2 実地研修について

- (1) 実地研修は、指導者講習会等を修了した訪問看護ステーションの看護師等の指導の下、介護職員が実際担当する対象者の自宅等において、該当する行為それぞれについて実施します（原則として、基本研修修了後2か月以内に実施してください）。
- (2) 実地研修での指導者は、当該対象者に対し日頃から連携を図っている訪問看護ステーションや医療機関の看護師等となりますが、指導者は、事前に兵庫県が実施する指導者講習会等の受講が必要です。あらかじめ、関係する訪問看護ステーションや医療機関に対し、指導者講習会等の受講や実地研修における指導の協力要請を行っておいてください。

#### 3 受講料等について

基本研修及び実地研修合わせて、以下の受講料が必要となります。

- ① 基本研修受講料 8,000円＋ 送料 520円
- ② 損害賠償保険代 2,000円
- ③ 実地研修受講料 1,000円×特定行為数

(口腔内吸引、胃ろう等該当する行為の数)

※ ①については研修開始前に②③については実地研修開始前に兵庫県介護福祉士会から配布する振込用紙にてお支払いいただきます。

※ ③の計算例：たん吸引(口腔・鼻腔が必要な場合 → 1,000円×2=2,000円 となります。

※ 他に指導看護師の損害賠償保険加入金をご負担いただく場合があります。

#### 4 研修の修了及び認定証の発行、事業者登録について

- (1) 今回の研修(基本研修)及び実地研修の修了者に対しては、兵庫県介護福祉士会から「修了証書」を交付します。  
※ 修了証書は行為ごとでなく、対象者ごとに1枚発行します。
- (2) 実際にたんの吸引等の行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、県に申請を行う必要があります。
- (3) 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等を雇用し、たんの吸引等の医療的ケアを行う事業者は、別途、県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

#### 5 経過措置としての認定特定行為業務従事者の研修受講について

経過措置対象としての「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を既に受けている方についても、受講申込みできます。

#### 6 テキストについて

研修受講者は事前に「第三号研修（特定の者対象）のための喀痰吸引等研修テキスト—喀痰吸引・経管栄養注入方法の知識と技術」（発行：中央法規）を購入し、事前学習の上、当日必ず持参してください。